

栃木県 GAP 推進方針【3期】

令和 3 (2021)年 1 月策定
栃木県農政部経営技術課

第 1 趣旨

農業生産において、「農産物の安全」「環境の保全」「作業者の安全」の確保はもとより、農産物の品質向上や競争力強化、農業経営の改善や効率化、さらには、消費者の信頼を確保するため、GAP を実践することが必要である。

県では、平成 18(2006)年に策定した「栃木県 GAP 導入指針」、平成 23(2011)年に策定した「栃木県 GAP 規範」や「栃木県 GAP 推進方針【1期】」、平成 28(2016)年に策定した「栃木県 GAP 推進方針【2期】」に基づき、GAP の普及拡大に取り組み、一定の成果を上げてきたところである。

こうした中、輸出促進や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京オリパラ」という。）及びその後のフードチェーンの中で求められてくる GAP 認証等の取得にいち早く対応していくことが必要である。また、農薬残留基準値の超過等の農業生産上の危害が今なお散見されており、全生産者による GAP の実践が必要とされる。今後は、これまでの取組や課題を踏まえ、新たな情勢変化にも的確に対応しながら、GAP を推進していく必要がある。

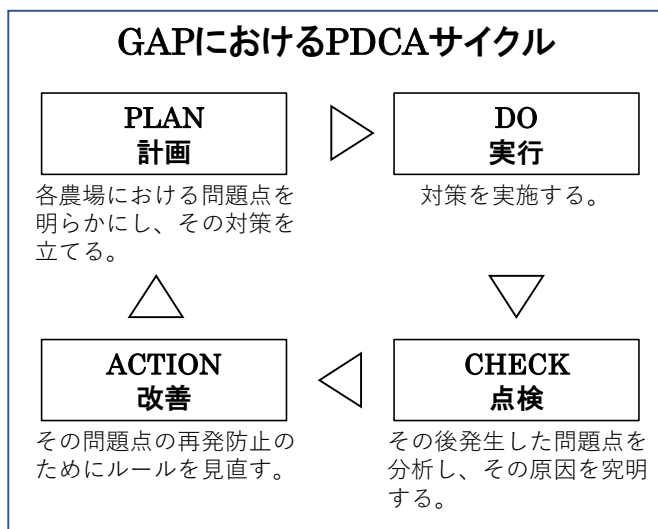
このため、「栃木県 GAP 推進方針【3期】」を策定し、令和 3 (2021)年度からの 5 年間の目標や具体的な推進方法等を示す。

第 2 GAP(農業生産工程管理)とは

GAP は、「Good Agricultural Practice」の略である。

GAP とは、農業において、食品安全、環境保全及び労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組である。その結果、安全で品質の良い農産物をもたらし、将来的に持続可能な農産物の供給の実現につながるものである。

具体的には、関係する法令等を守り、右図のとおり農業経営を PDCA サイクルで効果的にマネジメ



ントすることである。

なお、以下で記述する GAP 認証とは、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証のことをいう。

第3 GAPを巡る情勢

1 東京オリパラにおける食材調達基準

東京オリパラ組織委員会は、同大会の選手村等で調達される食材について、持続可能性に関する調達基準を策定し、この中で GAP の取組 (GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、GAP の共通基盤に関するガイドラインに準拠した都道府県等の第三者確認) が位置づけられた。

2 東京オリパラを契機とした国の GAP 推進の方針

・規格・認証等戦略に関する提言 (平成 29(2017)年 5 月)

国では東京オリパラまでを第 1 期、東京オリパラ後から 2030 年までを第 2 期としてそれぞれ目標を立て、特に第 1 期を集中取組期間として、具体的な施策を実施するとした。

提言での GAP の取組・認証取得の拡大に向けての目標は次のとおり。

GAP の取組	第1期 2017～2020 年 (東京オリパラまで)	第2期 2021～2030 年
GAP をする	[目標] <生産現場が変わる> [KPI] 平成 30 年度中に、各県内の GAP 指導体制における指導員数が全国で 1,000 人以上育成確保	[目標] <国際水準に達する取組が浸透> ・ほぼ全ての国内産地で国際水準の GAP を実施
GAP 認証をとる	[目標] 東京オリパラに必要な食材量を余裕を持って十分に供給できる GAP 認証取得農産物等の出荷量確保 [KPI] ・平成 31 年度末までに現状の 3 倍以上の認証取得 ・日本発 GAP 認証の仕組みが国際承認を得る。	[目標] <フードチェーンが変わる> ・日本発 GAP 認証がアジアで主流の認証の仕組み(デフェクトスタンダード)となる

3 フードチェーンで求められる安全性への対応

(1) 食品安全等の見えない価値の見える化

農産物等の市場はグローバル化し、消費者に届くまでの食料供給の流れは複雑化しているため、消費者にとって農産物等に対しての不信や不安が拡大している。そのため、食品安全等の見えない価値を、GAP 認証等の客観的な証明によって見える化することが求められている。

(2) GAP 認証をめぐる日本国内の食品製造・小売事業者の動き

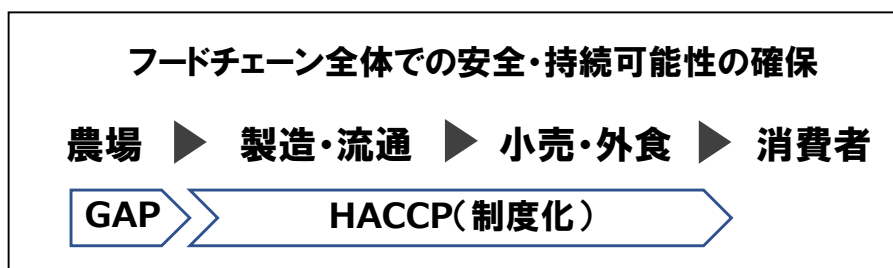
農林水産省では、GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として募集し、賛同する実需者をホームページに掲載している (令和 2 (2020) 年 10 月現在で 38 事業者)。

例) 株式会社イトーヨーカ堂、株式会社神明、イオン、日本コカ・コーラ株式会社

(3) HACCP の制度化

平成 30(2018)年 6 月に、食品衛生法等の一部が改正され、HACCP に沿った衛生管理が制度化されることとなった。これによって、全ての食品の製造・加工、調理、販売業者は衛生管理計画を作成し、衛生管理を行わなければならない。

(本制度化は、令和 3(2021)年 6 月 1 日から完全施行される。)



4 農薬残留基準値の超過等の危害の発生

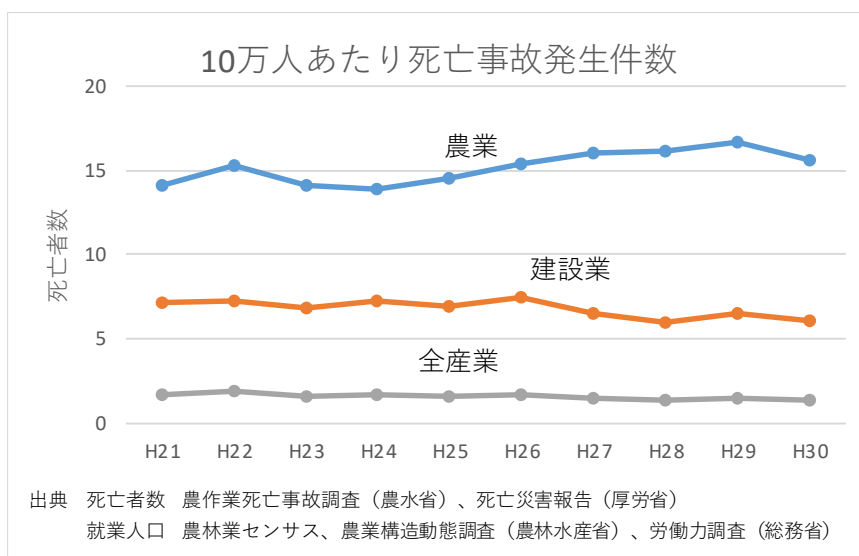
農薬残留基準値の超過等の農業生産上の危害が、今なお散見されている。

これは、農業生産工程における危害要因となるリスクの管理が不十分であることが原因であり、GAP の実践によって、そのリスクを低減させていくことが必要である。そのため、本県の農産物や産地を守るため、本県内の全生産者による GAP の実践が求められる。

5 農作業による死亡事故発生件数の高止まり

農作業による 10 万人あたり死亡事故発生件数は、平成 30(2018)年に 15.6 人であり、建設業の 2 倍以上、全産業平均の 10 倍以上と高止まりしている。

そのため、GAP の実践によって、各農場での特有の危害要因についてリスク評価し、その対策を実施することで、安全な労働環境を構築していく必要がある。



6 生産者や生産者団体による安全性確保・PR への希求

東京オリパラでの食材調達基準に GAP が位置づけられたことや、また、輸出への取組意欲の向上、フードチェーンで求められてくる安全性の確保等のため、安全性への意識の高い生産者や生産者団体の中には、安全性を積極的にアピールしたいという意欲が高まってきている。

そのため、GAP 認証などの取得が増え、特に団体認証取得など産地での取組も始まってきている。

第4 これまでの GAP の推進

1 栃木県 GAP 推進方針【1期】までの GAP 推進

(1) 栃木県 GAP 規範

国による「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」策定（平成 22(2010)年 4 月）を踏まえ、平成 23(2011)年 3 月に GAP の取組項目と根拠法令等を分かりやすく示した「栃木県 GAP 規範」を全国に先駆けて策定した。

(2) 栃木県 GAP 実践ガイド

平成 24(2012)年 3 月に放射性物質対策を盛り込み、放射性物質対策の徹底と GAP 実践にあつての具体的方法を示した。

(3) 栃木県 GAP 推進方針【1期】

「栃木県 GAP 規範に基づく GAP の正しい理解の促進と実践、客観的な点検による精度向上」を目的として平成 23(2011)年 3 月に策定した。

農場点検として、部会等の組織が作成したチェックシートに基づき、農家によるセルフチェックの実践を中心に実施した。

2 栃木県 GAP 推進方針【2期】以降の GAP の推進

平成 28(2016)年 3 月に栃木県 GAP 推進方針【2期】を策定し、平成 28(2016)年度からの 5 年間で目標や具体的な推進方法を示した。

(1) 基本方針

- ・ 栃木県 GAP 規範に基づく実践と農場点検による精度向上
- ・ GLOBALG.A.P.等認証取得の促進

(2) 推進状況

ア 農場点検の実施

農協役員や事務局及び普及指導員によって生産組織内の生産者に対し GAP の取組への合意形成を図り、現地検討会において、実施会場での問題点（リスク）を明確化するなどの実践演習等を実施した。

これによって、GAP の取組内容に対する生産現場での理解は一定程度進んだと考え

られる。

しかし、GAP の取組に基づく問題点（リスク）の明確化は、実施農場での取組に留まり、各生産者それぞれの問題点は明確にならず、その農場の問題点を改善することも難しいという課題が残った。

○ 【2期】での数値目標：農場点検数

【2期】では数値目標の一つを農場点検数とし、令和2(2020)年に基準年である平成27(2015)年から倍増の30%とした。

令和元(2019)年の実績は29%であり、同年の目標である26%を上回った。

農場点検を行う組織数

項目	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
目標	(基準)	17%	20%	23%	26%	30%
実績	14%	19%	19%	23%	29%	

全組織数：H24年194組織、R元年189組織

イ GAP 指導の体制整備

普及指導員や農協営農指導員等を対象に、GAP 概論や農場点検等の研修を実施し、GAP 指導のための体制を整備した。

令和2(2020)年度までの研修修了者

県職員	農協営農指導員等
81名	17名

ウ とちぎ GAP の第三者確認制度スタート

東京オリパラへの食材供給対応を目的として、県による第三者確認体制を平成29(2017)年度に整備し、制度を開始した。

確認基準となる「農場点検シート」は、栃木県 GAP 規範及び農林水産省が定める GAP 共通基盤ガイドラインに準拠している。

エ GAP 認証やとちぎ GAP の第三者確認の推進

県では、GAP 認証やとちぎ GAP の第三者確認の取組を推進したところ、県内でのそれらの取組は次のとおり大幅に増加した。

GAP 認証等の取得経営体数

GAP 認証等	H29 年 4 月	R3 年 1 月	左のうち 団体申請数
GLOBALG.A.P.	1	12	0
JGAP	0	32	2
ASIAGAP	0	2	0
とちぎ GAP の第三者確認	0	192	4

GAP 認証等の取得増加によって、県内の GAP 実践のトップランナーが育成され、GAP の取組における地域のモデルとなった。また、団体による産地での取組も開始され、産地農産物の安全性への見える化となり、産地でのブランド構築が期待される。

○ 【2 期】での数値目標:「GLOBALG.A.P.認証等に取り組む産地等の支援数」

GLOBALG.A.P.認証等に取り組む産地等の支援数は、下表のとおり平成 30(2018)年度から目標を大幅に上回った。

GLOBALG.A.P.認証等に取り組む産地等の支援数

項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)
目標	3	5	5	3	3
実績	3	3	7	11	

オ チェックシートによる GAP の取組

農協の生産組織等がそれぞれ GAP のチェックシートを作成し、各生産者に配布。各生産者は、そのチェックシートの各項目についてチェックし生産組織などが確認している。

これによって、広く GAP の取組に対する重要性の理解は得られた。

しかし、この取組は、セルフチェックでしかなく、その農場における固有の問題点は何なのかを、各生産者が明確にすることは難しい。

カ 栃木いちご GAP

「いちご王国・栃木」の維持・発展と安全・安心ないちご生産を目的として、全いちご生産者による「栃木いちご GAP」の取組を令和元(2019)年度から開始した。この取組については、「とちぎ GAP の第三者確認」の取組項目を基本として、全生産者への個別指導を 2 年間で実施することとした。また、指導した結果の取組状況の確認を

外部検査として実施した。外部検査は生産者数の平方根以上を抽出して行い、各農場での問題点を明らかにした。

この取組で、各農場における固有の問題点が明らかとなり、各生産者にとって、それぞれの問題点を改善するきっかけとなった。そのため、この栃木いちご GAP の指導によって、各農場でのリスクに基づく管理が可能となるため、GAP の実践に結びつく。

3 今後の課題

(1) 県と農業団体の役割分担

県と農業団体の役割分担が明確になっておらず、各農業者への個別指導などで農業振興事務所の負担が大きくなっている。

(2) 農業団体等組織の GAP 指導体制の整備

農業団体等の組織が主体となって各農業者へ GAP を推進していくには、組織内での指導者の確保等、体制を整える必要がある。

(3) 各農場での GAP の実践

チェックシートによる確認ではセルフチェックであるため、各農場の問題点が明らかにならず、その改善も進まない。

(4) GAP 認証での審査コスト

GAP 認証は審査経費が高額なことから、幅広い認証取得が進まない。

(5) 新型コロナウイルスへの対策

新型コロナウイルスへの対応として、特に作業員間の感染防止という観点からの新たな対応が必要となっている。

第5 栃木県 GAP 推進方針【3期】

1 基本方針

「栃木県 GAP 規範に基づく実践と農場点検による精度向上」

「各農場による GAP の確実な実践」

（「栃木県 GAP 規範」：平成 23(2011)年 3 月策定）

2 GAP 推進方針【3期】の考え方

生産者の GAP の理解並びに取組を促進するとともに、農業団体等の組織が主体となる GAP 推進を図るため、**県と農業団体等の組織の役割を明確化**し、それぞれの組織が役割に基づき連携して GAP を推進する。

○ 県と農業団体等の組織の役割分担

県は団体等の組織を指導することを基本として、団体等の組織が各農業者を指導する。

GAP 指導・普及啓発の流れ
県 → 団体等の組織 → 各農業者

3 推進方法

(1) GAP 指導者養成

GAP 指導体制を整備するために、普及指導員等を対象に指導者養成研修を開催し、GAP 指導員を養成する。

また、JA 中央会と連携し、JA 営農指導員も対象にすることにより GAP 指導体制を整備する。

主催	対象
県・JA 中央会	普及指導員・JA 営農指導員等

(2) 農場点検

産地での安全性の確保や安全・安心なブランド構築を図るには、産地全体で GAP に取り組むことが重要であるため、産地（組織）を単位とした GAP の推進を図る。

ア 方法

団体や直売所等の組織ごとに講習会や現地検討会を開催する。

その後、団体や直売所等の組織が各農業者を個別に指導を実施することにより、各農場の問題点を明らかにし（実施確認）、その改善を確認する（改善確認）。

農場点検実施の流れ

STEP 1	合意形成 GAP の取組について、組織内の農業者間で合意形成を図る。 チェックシートの作成・配布 組織独自に作成したチェックシート、またはとちぎ GAP【セレクト】21 や【ネクスト】54 点検シートを各農業者に配布する
	(指導の流れ) 組織 → 各農業者
STEP 2	講習会・現地検討会の開催 組織ごとに開催する。
	(指導の流れ) 農協系統の部会等 JA・県(農振) → 組織(部会等) 上記以外の組織 県(農振) → 組織(直売所等)
STEP 3	各農業者への個別指導 各農場での問題点の提示 (実施確認) その改善の確認 (改善確認)
	(指導の流れ) 組織 → 各農業者

イ 農場点検で使用するチェックシート

次のとおり、①を基に農場点検を実施するが、①がない場合は、②を基に状況に応じて段階的に農場点検を実施する。

①組織ごとに作成したチェックシート

栃木県 GAP 規範に基づき、当該品目や地域性などによって組織ごとに設定したチェックシート

②とちぎ GAP の第三者確認の農場点検シート

個別指導については、状況に応じて段階的に指導する。

【セレクト】21・・・最重要項目として最初に指導するもの

【ネクスト】54・・・セレクトを指導後、次に指導するもの

※農場点検実施マニュアルを別途作成する。

※新型コロナウイルスへの対応もこれに加える。

ウ 年度別目標

農場点検実施組織率の5年後である令和7(2025)年の目標を、基準年である令和2(2020)年の30%(見込み)から倍増の60%とする。

年度別目標

目標とする項目	R2年度 (基準年)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
農場点検実施組織率	30%	36%	42%	48%	54%	60%

(令和12(2030)年度 80%目標)

※基準年：R2年度見込み 30% (57組織/189組織)

※組織の定義：10名以上の部会や直売所等の組織を基本とする。

(3) 栃木いちご GAP

「いちご王国・栃木」としての安全・安心ないちご生産の体制構築を図り、消費者への信頼性を継続的に高めるため、引き続き農業団体と連携し指導・検査を実施する。

農業団体等組織との役割分担

生産者	指導	検査
農協系統への出荷者	JA・県(農振)	中央会・全農
上記以外への出荷者	県(農振)	

(4) とちぎ GAP の第三者確認

東京オリパラへの食材対応を目的として制度化したとちぎ GAP の第三者確認については、農業者の GAP への取組意欲の向上や、安全・安心な取組の見える化を図るため、東京オリパラ終了後も農業団体と役割分担し継続する。

ア 制度の改正スケジュール

現行制度の継続	令和3年度末まで
制度の改正	令和4年度から 農業団体と連携した実施体制に見直す。

イ 令和4年度からの制度の改正概要

生産者	指導	申請窓口	調査	点検	確認証交付
農協系統への 出荷者	JA 県(農振)	県(農振) →県(経営技術課)	中央会	県(経営技術課)	
上記以外への 出荷者			県(技術指導班)		

(県では、調査、点検及び確認証交付にあつては、手数料徴収を検討)

(5) GAP 認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP)

GAP の取組の確実な実践を促し、また、農業者の GAP への取組意欲の向上を図るため、GAP 認証の取得を目指す農業者の育成を推進する。

また、国内の流通段階や、輸出での GAP 認証の今後の条件化に備え、必要に応じた GAP 認証の取得を推進する。

(6) 新型コロナウイルスへの対策

新型コロナウイルスによる作業員間の感染防止や生産物の安全性確保のため、県は「栃木県 GAP 規範」や「農場点検実施マニュアル」に取組項目を追加し、農業団体と連携して生産者を指導する。

(7) 推進体制の整備

GAP を効果的に推進するため、推進会議を開催するとともに、関係団体との連携を強化する。

ア 栃木県 GAP 推進会議の開催

県内での GAP の取組への効果的な推進のため、関係機関・団体等で構成する推進会議を開催する。

イ 農協等関係団体との連携強化

県及び地域の各段階において、農協等関係団体や直売所等の組織との連携を強化し、産地の取組などを支援する。

○ 県全体での取組強化

県は JA グループ栃木と、地域の取組状況の情報を共有するとともに、現地の課題を解決するため、連携して GAP を推進する。

○ 地域の連携強化

普及指導員は、産地を中心として、農協営農指導員や組織のリーダーが農家への GAP の指導を実施できるように支援する。また、JA と連携し GAP 認証等を目指す農業者を支援する。